

第30回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

令和元年9月26日（木）午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順，敬称略）

赤司文廣，江崎 聡，梶村龍太，島田幸一郎，田口直樹，福田健太郎，吉池浩嗣，
吉岡 透

(2) 事務担当者

宇都宮事務局長，柏原首席家裁調査官，簗田首席書記官，伊藤次席家裁調査官，森山
事務局次長，山口総務課課長補佐（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 新任委員自己紹介（田口委員，吉池委員，吉岡委員）

(3) 委員長の選任，新委員長就任あいさつ及び委員長代理の指名

田口委員長及び吉岡委員長代理

(4) 協議

「家庭裁判所調査官の調停への関与と役割について」

出された意見等の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の予定

ア テーマ

「裁判所と地域との関わりについて」

イ 日程

令和2年2月18日（火）午後1時30分から

ウ 場所

長崎地方裁判所大会議室

(6) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

テーマ「家庭裁判所調査官の調停への関与と役割について」

第1 説明

家庭裁判所調査官の調停への関与と役割について、説明者（伊藤次席家裁調査官）から説明するとともに、試行的面会等で使用する考査室（児童室、プレイルーム）を見学いただいた。

第2 家庭裁判所委員から出された意見等

- 長崎家裁には何名の家裁調査官（以下「調査官」という。）が配置されているのか。また、家事事件も少年事件も扱うのか。
 - 本庁10名、佐世保支部4名、五島支部及び巖原支部に各1名である。全員が家事事件も少年事件も扱っている。
- 手持ち事件は何件程度か。繁忙感はあるか。
 - 離婚調停などは1件でカウントするが、養育費などは子どもの数だけカウントすることになるので、件数だけの単純比較はできないが、月平均では、家事調停は15～20件、少年事件は2～5件程度かと思う。

本庁の家裁調査官は、本庁管轄内と大村支部、島原支部及び諫早出張所を担当しているが、概ね本庁6割、支部等4割の割合であり、調査等で出張を伴うので繁忙感はある。
- 見学したプレイルームでの観察は、父母の了解を得て行うのか。
 - 基本的に了解を得て行っており、不意打ちで行うことはない。
- 了解を得ている場合、プレイルームの行動が不自然になることはないのか。ぎこちなさも考慮に入れるのか。
 - 高学年の子の場合は、説明してから行うこともあるため、その点を考慮に入れることもある。
- 他人が子の調査に入ることを嫌がる人もいると思うが、どのくらいの割合になるか。
 - 双方の感情対立が激しいことも多く、子の調査に応じたくないというケースもあって、苦勞することもある。しかし、その割合は10件に1件程度と思われる。
- 心理テストも行うのか。
 - 少年事件では行うこともあるが、家事調停では少ない。心理テストに造詣のある調査官が、家族画や樹木画を描かせる描画法を行うことはある。
- 箱庭を使用することはあるのか。
 - 箱庭は少年事件で使用するが多い。
- 行動科学は広範囲であるが、調査官は全員が同じバックグラウンドを持っている

- のか。それとも専門が分かれているのか。
- 調査官は様々なバックグラウンドがあり、心理学を専攻した者ばかりでなく、法律学を専攻した者も多い。ただし、実地での研修を含めて行動科学に関する研修をしっかりと行い、知見を深めている。
 - 調査官による働きかけによって当事者の意思が変わることもあるのか。また、変化することまでを狙った活動になるのか。
 - 変わることはある。当事者の意思が揺れている場合も多く、子の心情に触れた結果、再度考えてみると言われることもあり、その調整までも含めた活動となる。
 - 調査官の役割の重要性がよく理解できた。事件や当事者への影響も大きいと思われるが、一人で調査・調整を行うのか、それとも合議のような形式をとる場合もあるのか。
 - 調査官は主任調査官1名を中心とした3名体制の「組」による活動が基本であり、単独調査であっても、組での検討を踏まえて対応している。
 - ◎ 家事調停への調査官の関与は増加している。調査官もどうすれば子の福祉に合うのかという視点から真摯に活動しているが、委員から意見等はないか。
 - 児童虐待が疑われる場面では関係機関との連携も重要になると思われるが、その点はどのようになっているのか。
 - 児童相談所等の関係機関との連携は非常に重要であり、虐待に限らず、関係機関に情報があると思われるケースでは、当事者の了解を得て照会を行い、関係機関の意見等を十分に伺うようにしている。
 - 警察との連携はどうか。
 - 調査官から警察へ直接情報を取りに行くことは少ない。
 - 面前DVを受けた子などは、どのような関わり方をしているのか。
 - どのようなケースであるかによるので一概には言えないが、子の置かれた状況に応じて、監護親・非監護親双方から聴取し、それを客観的・多角的に慎重に検討する。裁判所技官である看護師に対応の応援をしてもらうこともある。
 - 保護命令の申立てがなされているケースでの関与で注意していることはあるか。
 - 住所の秘匿がなされることもあるので、それらの事情を心得た上で対応し、報告書の記載も住所等の秘匿情報が推測されないような配慮をして作成している。
 - 代理人の立場からは、子の奪い合い的な事件では早期に関与してほしいと考えている。子の監護について現状が定着すると戻らないことがあるためである。
 - ◎ 最近では包括調査命令ではなくポイントを絞った部分調査命令へシフトしている印象がある。家庭裁判所としては、そうした中で調査官の関与を高めている。
 - 児童相談所関係でも家裁裁判官の判断を要する場面があるなど、家庭裁判所の職域が拡大していると思う。

(以上)

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

令和元年9月26日現在

赤 司 文 廣	学識経験者
江 崎 聡	学識経験者
梶 村 龍 太	弁護士
佐 藤 友 治	学識経験者
島 田 幸一郎	学識経験者
田 口 直 樹	長崎家庭裁判所長
福 田 健太郎	学識経験者
山 口 広 助	学識経験者
吉 池 浩 嗣	検察官
吉 岡 透	長崎家庭裁判所判事